

## 規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定  
(TBT協定) 第2条9.1に基づくものです。〕

### 食品表示基準の改正について

下記のとおり、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）を改正する予定です。お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

#### 記

##### 1 件名

食品表示基準及び食品表示法第6条第8項に規定する食品を摂取する際の  
安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の改正

##### 2 対象品目

カシューナッツ、日本国内で販売されている加工食品

##### 3 趣旨及び目的

###### (1) アレルギー表示に係る事項

即時型食物アレルギーに関して、木の実類の中でもカシューナッツの症例数  
及び木の実類の総症例数に占めるカシューナッツの症例数の割合が増加して  
おり、この傾向が一過性とは考えられないことから、アレルギー表示の義務表  
示対象品目にカシューナッツを追加する。

###### (2) 個別品目ごとの表示ルールに係る事項

一般用加工食品の横断的義務表示事項のルールに加え、特定の品目に上乗せ  
して課せられていた規定について、現在の社会情勢に鑑み、必要に応じて横断  
的な表示に合わせる方向で見直す。例えば、一般的な食品表示で代替可能な項  
目や義務表示が不要な品質関連の項目を廃止する。

##### 4 適用予定日

官報に公示する。

##### 5 意見提出先

消費者庁食品表示課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

TEL (03) 3507-9222

##### 6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間